

## 第1章 薬物療法専門薬剤師認定資格

(資格の補則)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会薬物療法専門薬剤師認定制度規程（以下、認定制度規程と略記）の第4条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件（5）の「5年以上の研修歴」の証明については、次の2つの証明書を提出すること。

（1）「薬物療法専門薬剤師研修施設」への在籍の証明となる薬物療法専門薬剤師研修施設長による在籍証明書。「薬物療法専門薬剤師研修施設（連携施設）」に在籍して研修を行った場合は「薬物療法専門薬剤師研修施設（連携施設）」の施設長による在籍証明書とする。

（2）「薬物療法専門薬剤師研修施設（基幹施設）」に在籍する「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」による研修修了証明書。但し、「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」が「薬物療法専門薬剤師」の認定申請を行う場合、自らが研修修了を証明することはできない。

3 複数の「薬物療法専門薬剤師研修施設」に在籍して研修を履修した場合の取り扱いとして、それぞれの在籍期間ならびに研修期間を合算することができる。

4 要件（6）のクレジットは「別表1」に定める。

5 要件（7）及び（8）については、出席証明書、参加証のコピーを提出すること。

6 要件（9）の自ら実施した薬学的介入を伴った症例報告は、下記の要件を満たすこと。なお、領域の分類は「別表2」の通り。

（1）症例報告とは、申請時から遡って過去5年に実施した「入院患者及び外来通院患者に対して一定期間継続して関わった、薬物治療に関する薬学的介入あるいは薬学的ケア」であり、保険請求の有無を問わない。

（2）1領域につき、5症例以上の指導の要約を含めること。

7 要件（9）の自ら実施した薬学的介入を伴った症例報告は、内科及び外科症例を含めることが望ましい。

8 要件（10）については、学会発表の要旨または論文のコピーを提出すること。

9 本学会「認定薬剤師」から移行した「医療薬学専門薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」は、要件（11）の専門薬剤師認定試験の受験を免除する。但し、認定薬剤師認定試験を受験していない本学会「認定薬剤師」から移行した「医療薬学専門薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」は、この限りではない。

第2条 認定制度規程の第15条については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 認定要件を満たせず更新が認められなかった者は、「薬物療法専門薬剤師」を標榜することはできないが、翌年度に限り認定の更新を申請することができる。

(申請・認定試験)

第3条 「薬物療法専門薬剤師」の認定を申請する者は、申請書類と共に認定制度規程の第4条の2の(1)から(10)に係る申請要件を証明する書類を添えて申請すること。認定審査により受験資格を有することが確認された者が認定試験を受験することができる。

## 第2章 薬物療法指導薬剤師認定資格

(資格の補則)

第4条 認定制度規程の第5条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件(2)のクレジットは「別表1」に定める。

(申請)

第5条 「薬物療法指導薬剤師」の認定を申請する者は、申請書類と共に認定制度規程の第5条の2の(1)から(6)、及び第5条の3(1)に係る申請資格を証明する書類を添えて申請すること。

## 第3章 薬物療法専門薬剤師研修施設認定資格

(資格の補則)

第6条 認定制度規程の第6条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件(2)については、「別表2」のうち、4領域以上の疾患患者に対する入院及び外来診療体制を有していること。

3 要件(9)については、薬物血中濃度の測定結果に基づいた処方設計・提案を実施していること(測定することは、当該要件には含まない)。

第7条 認定制度規程の第6条の2および3は、以下のとおり取り扱うこととする。

2 認定制度規程の第6条の2(2)および第6条の3(2)の継続的な指導の目安は、月に1～2回程度以上とする。

第8条 認定制度規程の第6条の5は、以下のとおり取り扱うこととする。

2 「薬物療法専門薬剤師研修施設(連携施設)」で研修を行う者は「連携研修者の研修実施状況報告書」を、研修を受け入れている「薬物療法専門薬剤師研修施設(連携施設)」は「連携施設における研修実施報告書」を、研修1年ごとにそれぞれ本学会へ提出することとする。

## 第4章 認定の取り消し

(認定の取り消し)

第9条 認定制度規程の第19条については、以下の通り取り扱うこととする。

2 認定制度規程第4条の2(1)に定められた日本国の薬剤師免許を喪失、返上または剥奪され

たときは、「薬物療法専門薬剤師」及び「薬物療法指導薬剤師」の資格を喪失する。

- 3 認定制度規程第4条の2(3)に定められた本学会の会員資格に関して、本学会を退会した場合には、退会時点において「薬物療法専門薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」の資格を喪失する。
- 4 認定制度規程第6条の2(1)に定められた薬剤師が退職・異動等により不在となった「薬物療法専門薬剤師研修施設(基幹施設)」は、認定を取り消すことがある。
- 5 認定制度規程第6条の2(2)について、「薬物療法専門薬剤師研修施設(基幹施設)」との連携が一定期間ない、もしくは一定期間研修の実績がない「薬物療法専門薬剤師研修施設(連携施設)」は、認定を取り消すことがある。
- 6 認定制度規程第6条の3(1)に定められた薬剤師が退職・異動等により不在となった「薬物療法専門薬剤師研修施設(連携施設)」は、認定を取り消すことがある。
- 7 認定制度規程第15条に定める「薬物療法専門薬剤師」、認定制度規程第16条、第17条に定める「薬物療法指導薬剤師」、認定制度規程第18条に定める「薬物療法専門薬剤師研修施設」の更新申請を行わなかったとき、更新を認められなかったとき、または認定を辞退したときは資格を喪失する。

## 第5章 費用・手数料等

### (連携研修料)

第10条 認定制度規程第21条に定める連携研修料について、以下の通り取り扱うこととする。

- 2 「薬物療法専門薬剤師研修施設(基幹施設)」と「薬物療法専門薬剤師研修施設(連携施設)」が連携して研修を行う際には、「薬物療法専門薬剤師研修施設(連携施設)」は連携研修料として1年ごとに研修生1人あたり42,000円(消費税別)を学会事務局へ支払い、学会手数料を除いた研修生1人あたり1年ごとに30,000円(消費税別)を学会から「薬物療法専門薬剤師研修施設(基幹施設)」へ支払う。

## 第6章 薬物療法専門薬剤師等の認定に係る過渡的措置

### (薬物療法専門薬剤師の認定に係る過渡的措置の要件)

第11条 2020年度まで実施される「薬物療法専門薬剤師」の認定申請に限り、次の第12条から第14条までの過渡的措置を講ずる。

第12条 認定制度規程の第4条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

- 2 要件(4)については、本学会「認定薬剤師」から移行した「医療薬学専門薬剤師」、「日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師」であってもよい。
- 3 要件(5)について、薬物療法専門薬剤師養成研修コアカリキュラムに基づく5年以上の研修については、「薬物療法専門薬剤師研修施設」の認定を受けた時点から過去に遡り、「薬物療法専門薬剤師研修施設」に在籍する「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「日本医療薬学会指導薬剤師」による研修修了証明書をもって、同研修コアカリキ

ユラムに基づいた研修に相当した研修を履修したものとみなすことができる。ただし、研修期間として算入可能な期間は、「薬物療法専門薬剤師研修施設」において、研修履修を証明する「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「日本医療薬学会指導薬剤師」が在籍している期間に限られる。

第13条 薬剤師としての実務経験を6年以上有する本学会「認定薬剤師」から移行した「医療薬学専門薬剤師」については、要件（6）の講習会の履修単位数を30単位とする。

第14条 過渡的措置により認定された「薬物療法専門薬剤師」の認定期間は5年である。

（薬物療法指導薬剤師の認定に係る暫定認定の要件）

第15条 2020年度まで実施される「薬物療法指導薬剤師」の認定申請に限り、次の第16条および第17条の過渡的措置を講ずる。

第16条 認定制度規程の第5条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件（1）の「薬物療法専門薬剤師」として5年以上医療現場で活動していることに代えて、薬剤師としての実務経験を7年以上有することとする。

3 要件（2）の講習会の履修単位数を30単位とする。

4 要件（3）の薬剤管理指導実績の症例については、5年以上前の症例でもよい。

第17条 過渡的措置により認定された「薬物療法指導薬剤師」の認定期間は5年である。

## 第7章 規程細則の変更

（規程細則の改廃）

第18条 本規程細則の改廃は、理事会において行う。

附則 本規程細則は2020年8月27日から施行する。

2012年3月28日 制定

2012年8月9日 改正

2017年3月24日 改正

2020年1月1日 改正

2020年5月11日 改正

2020年8月27日 改正

「別表1」

【講習会・集合研修、学会発表のクレジット】

研修会等の種類		参加	筆頭発表	共同発表
1	日本医療薬学会年会（3日）	10単位	5単位	2単位
2	専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義（2日）	15単位		
3	医療薬学公開シンポジウム（1日）	5単位	5単位	2単位
4	フレッシュャーズ・カンファレンス（1日）	5単位	5単位	2単位
5	医療薬学会が主催・共催するセミナー	1単位/1時間		
6	医療薬学会が認定する他団体のセミナー	1単位/2時間		

※ 主催者より交付された受講証明書（あるいはネームカード）及び研修会のプログラムのコピーを添付すること。

【論文掲載・論文査読のクレジット】

学術論文の種類		筆頭発表	共同発表
1	医療薬学関連の日本語論文（査読あり）	10単位	5単位
2	医療薬学関連の英語論文（査読あり）	20単位	10単位
3	医療薬学誌あるいはJPHCS誌の投稿論文査読（1報につき、不採択であっても対象となる）	0.5単位	

「別表 2」

【領域の分類】

1	精神疾患
2	神経・筋疾患
3	骨・関節疾患
4	免疫疾患
5	心臓・血管系疾患
6	腎・泌尿器疾患
7	産科婦人科疾患
8	呼吸器疾患
9	消化器疾患
10	血液及び造血器疾患
11	感覚器疾患
12	内分泌・代謝疾患
13	皮膚疾患
14	感染症
15	悪性腫瘍
16	その他（どれにも分類されない場合、外来患者の定期的指導なども含む）